
に改める。

○総務省告示第四百十九号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）別表第一号注34の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第五百七号（構内無線局等の無線設備に指定する周波数の指定周波数帯を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年十一月三十日

総務大臣　山本　早苗

第二項の表中

61.5GHz	57.0GHzから66.0GHzまで
76.5GHz	76.0GHzから77.0GHzまで

を

76.5GHz	76.0GHzから77.0GHzまで

に改める。

第四項の次に次の一項を加える。

5　小電力データ通信システムの無線局

周波数	指定周波数帯
61.5GHz	57.0GHzから66.0GHzまで

○総務省告示第四百二十号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第十四条の二第一項の規定に基づき、平成二十五年総務省告示第三百二十三号（総務大臣が別に告示する無線設備を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年十一月三十日

総務大臣　山本　早苗

第一項第八号中「第四十九条の二十第六号」の下に「及び第七号」を加える。

○総務省告示第四百二十一号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十六条第一項の規定に基づき、周波数割当計画（平成二十四年総務省告示第四百七十一号）の一部を次のように変更する。

平成二十七年十一月三十日

総務大臣　山本　早苗

第2の第2表中

142—144	移動	小電力業務用	動物検知通報システム用とし、割当ては別表9—14による。
J51	陸上移動	公共業務用 放送事業用 一般業務用	二周波方式による使用は、146—148MHz帯と対とする。 公共業務用又は一般業務用での使用のうち、消防用の無線局による使用は、平成28年5月31日までに限る。

を

142—144	移動	小電力業務用	動物検知通報システム用とし、割当ては別表9—14による。
J51	陸上移動	公共業務用 放送事業用 一般業務用	二周波方式による使用は、146—148MHz帯と対とする。 公共業務用又は一般業務用での使用のうち、消防用の無線局による使用は、平成28年5月31日までに限る。

に改める。

○総務省告示第四百十八号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）別表第二号第28ただし書の規定に基づき、平成十八年総務省告示第六百五十九号（別に定める特定小電力無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年十一月三十日

総務大臣　山本　早苗

十七　57GHzを超え66GHz以下の周波数の電波を使用するミリ波画像伝送用又はミリ波データ伝送用の無線設備	2.5GHz	
十八　60GHzを超え61GHz以下又は76GHzを超え77GHz以下の周波数の電波を使用する無線設備	500MHz	
十九　78GHzを超え81GHz以下の周波数の電波を使用する無線設備	3GHz	

表中

十七　60GHzを超え61GHz以下又は76GHzを超え77GHz以下の周波数の電波を使用する無線設備	500MHz	
十八　78GHzを超え81GHz以下の周波数の電波を使用する無線設備	3GHz	

を

に改める。

○総務省告示第四百十七号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四条第三項第五号の規定に基づき、平成二十五年総務省告示第三百二十四号（小電力データ通信システムの無線局の無線設備の技術的条件を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年十一月三十日

総務大臣　山本　早苗

第三項第二号中「ミリ波データ伝送用等及び」を削り、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

4　小電力データ通信システムの無線局の無線設備（五七GHzを超え六六GHz以下の周波数の電波を使用するものであって、空中線電力が一〇ミリワット以下のものに限る。）を使用する端末設備等

第四項第一号中「小電力データ通信システムの無線局」の下に「の無線設備（五七GHzを超え六六GHz以下の周波数の電波を使用するものを除く。）」を加え、同項第三号㈤中「ミリ波データ伝送用等の特定小電力無線局」を「五七GHzを超え六六GHz以下の周波数の電波を使用する小電力データ通信システムの無線局」に改める。

第五項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第十三号までを一号ずつ繰り上げる。

○総務省告示第四百十八号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）別表第二号第28ただし書の規定に基づき、平成十八年総務省告示第六百五十九号（別に定める特定小電力無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年十一月三十日

総務大臣　山本　早苗

十七　57GHzを超え66GHz以下の周波数の電波を使用するミリ波画像伝送用又はミリ波データ伝送用の無線設備	2.5GHz	
十八　60GHzを超え61GHz以下又は76GHzを超え77GHz以下の周波数の電波を使用する無線設備	500MHz	
十九　78GHzを超え81GHz以下の周波数の電波を使用する無線設備	3GHz	

表中

十七　60GHzを超え61GHz以下又は76GHzを超え77GHz以下の周波数の電波を使用する無線設備	500MHz	
十八　78GHzを超え81GHz以下の周波数の電波を使用する無線設備	3GHz	

を

に改める。